

四日市市告示第305号

平成27年度四日市市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

平成27年6月9日

四日市市長 田 中 俊 行

平成27年度四日市市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「平成27年度子育て世帯臨時特例給付金支給要領」(平成27年4月13日付け雇児発0413第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として実施する、平成27年度の子育て世帯臨時特例給付金支給事業に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯臨時特例給付金 前条の目的を達するために、四日市市(以下「市」という。)によって贈与される給付金をいう。
- (2) 支給対象者 次に掲げる者をいう。
 - ア 平成27年6月分の児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当(以下「児童手当」という。)の支給を受けるもの
 - イ アに規定するほか、平成27年5月31日(以下「基準日」という。)において児童手当の支給要件に該当するものとして市が認めるもの
 - ウ ア及びイの規定にかかわらず、給付金は、別表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既にア又はイに規定する者に対して給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。
- (3) 対象児童 前号アに規定する者に支給される給付金の対象児童(給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。)は当該者に支給される平成27年6月分の児童手当に係る児童、前号イに規定する者に支給される給付金の対象児童は、前号イの規定により児童手当の支給要件に該当するものと市が認めたものに係る児童とする(別表の①から③までの右欄に掲げる者に支給される給付金の対象児童については、これを準用する。)。ただし、対象児童が次のア及びイに掲げる場合のいずれかに該当するときは、この限りでない。

ア 基準日の翌日から給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合

イ 給付金の支給が決定される日において、日本の国籍を有しない者であつて、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しない場合

（子育て世帯臨時特例給付金の支給等）

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、子育て世帯臨時特例給付金を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する子育て世帯臨時特例給付金の金額は、対象児童1人につき3千円とする。

（申請受付開始日及び申請期限）

第4条 子育て世帯臨時特例給付金に係る市の申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた申請受付開始日から平成27年11月30日までとする。

（申請及び支給の方式）

第5条 子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号の規定に基づき、子育て世帯臨時特例給付金申請書（請求書）（第1号様式）、公務員用子育て世帯臨時特例給付金申請書（請求書）（第2号様式）、又は子育て世帯臨時特例給付金申請書（請求書）（施設入所等児童用）（第3号様式）（以下「申請書」という。）により申請を行う。

(1) 市から平成27年6月分の児童手当を支給される者は、市に対して支給の申請を行う。

(2) 前号の規定にかかわらず、次に掲げる者は、市に対して支給の申請を行う。

ア 第2条第1項第2号アに規定する者のうち、児童手当法第17条第1項に規定する公務員であつて、当該公務員に係る同項の規定により読み替えて適用する同法第7条第1項の認定をした同法第17条第1項の表の下欄に掲げるものその他これらの者に準ずる者に基準日における当該公務員の住所地を市として把握されているもの

イ 第2条第1項第2号イに規定する者のうち、基準日において市の住民基本台帳に記録されているもの（カに掲げる者に該当する者を除く。）

ウ 第2条第1項第2号イに規定する者のうち、基準日以前に住民基本台帳法第8条の規定により住民票を消除されていた者であつて、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったもの（カに掲げる者に該当する者を除く。）

- エ 別表の①の左欄に掲げる場合における同表の①の右欄に掲げるもの（当該者に係る第2条第2号ア又はイに規定する者が、この規定により市に対して支給の申請を行うこととなる場合に限る。）
- オ 別表の②の左欄に掲げる場合における同表の②の右欄に掲げる者（当該者が入所等している児童手当法第3条第3項各号に掲げる施設等の所在地が市である場合に限る。）
- カ 別表の③の左欄に掲げる場合における同表の③の右欄に掲げる者（市に対し、対象児童に係る児童手当法第7条第1項の規定による認定の請求をした者に限る。）
- 2 申請者による申請及び市による支給は、原則として第1号又は第2号に掲げる方式により行う。ただし、申請者名義の口座がいずれも利用不可能であること、差押え等により新規の口座を開設できない状態にあることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り、第3号に掲げる方式により行う。
- (1) 申請者が申請書を市の窓口へ提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座へ振り込む方式
 - (2) 申請者が申請書を郵送により市へ提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座へ振り込む方式
 - (3) 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口へ提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式
- 3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

（代理による申請）

第6条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

（支給の決定）

第7条 市長は、第5条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し、子育て世帯臨時特例給付金を支給する。

- 2 市長は、子育て世帯臨時特例給付金の支給について、子育て世帯臨時特例給付金支給決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（子育て世帯臨時特例給付金の支給等に関する周知）

第8条 市長は、子育て世帯臨時特例給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第4条第2項の申請期限までに第5条第1項の申請が行われなかった場合、当該支給対象者が子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第7条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、平成28年2月29日までに申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第10条 市長は、子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った子育て世帯臨時特例給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 子育て世帯臨時特例給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第12条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

(準備行為)

2 広報等、事業の実施のために必要な準備行為については、この要綱の施行日前においても行うことができる。

(有効期限)

3 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条、第5条関係）

<p>① 第2条第2号ア又はイに規定する者が死亡した場合（第2条第2号ウの規定により給付金を支給される者が、当該者に対して給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）</p>	<p>左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者の第2条第3号の対象児童に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p>
<p>② 基準日における児童手当（児童手当法附則第2条第1項の給付を含む。以下この②において同じ。）の支給要件に該当する者に係る児童（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。以下同じ。）が同法第3条第3項に規定する施設入所等児童であることを第2条第2号ア又はイに規定する者に給付金を支給する市町村（特別区を含む。以下同じ。）その他の当該支給要件に該当する者を基準日における児童手当の支給要件に該当するものとして認める市町村が把握した場合</p>	<p>左欄に掲げる施設入所等児童</p>
<p>③ 第2条第2号ア又はイに規定する者からの暴力を理由に避難し、当該者と生計を別にしていない当該者の配偶者（現に第2条第3号に規定する対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）が市に避難している場合において、市に対して当該対象児童に係る児童手当法第7条第1項の規定による認定の請求（市が適当と認める場合にあつては、給付金の支給を受けるための当該認定の請求と同様の請求を含む。第5条第1項第2号カにおいて同じ。）をし、市による当該認定の請求に関する通知が第2条第2号ア又はイに規定する者に対して給付金を支給する市町村に到達した場合（当該第2条第2号ア又はイに規定する者に対して給付金を支給する市町村が市であるときは、当該認定の請求を受けた場合）</p>	<p>左欄に掲げる当該者の配偶者</p>

平成27年度 児童手当・特例給付 現況届
兼 子育て世帯臨時特例給付金 申請書 (請求書)

四日市市長

関係書類を添えて下記のとおり届けるとともに、裏面の誓約事項に同意のうえ、下記の児童のうち、平成27年6月分の児童手当の支給対象となる児童について子育て世帯臨時特例給付金を申請いたします。
この届について、受給資格の確認のために必要な場合は、四日市市において所得の状況(市民税の課税資料)及び住所等を確認されることに同意します。

受給者	氏名	Ⓜ		職業		加入年金の種類	1. 厚生	2. 共済
	勤務先						3. 国民	4. その他
	生年月日		受給者電話番号			前年度の被用区分		
平成26年中の扶養親族等及び児童の数		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	人	うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数			<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	人
配偶者	有・無	氏名	Ⓜ	職業		勤務先		
	同居 別居	別居の場合の住所	(生年月日: S・H 年 月 日)				加入年金の種類	1. 厚生 2. 共済 3. 国民 4. その他
児童	H9.4.2生以降の児童氏名(★印が支給対象となります。)		続柄	生年月日	同居 別居	監護の有無	生計関係	別居の場合の住所
					同・別	有・無	同一・維持	
					同・別	有・無	同一・維持	
					同・別	有・無	同一・維持	
					同・別	有・無	同一・維持	
					同・別	有・無	同一・維持	
					同・別	有・無	同一・維持	
健康保険被保険者証の写し貼付箇所	年金加入証明書							
	年金の種類	厚生年金・その他()			左記のとおり年金に加入していることを証明します。			
加入年月日	現在の勤務先で加入した日を記入してください。			所在地				
	昭和 平成	年 月 日		証明者 名称				
				代表者				
※受給者の健康保険被保険者証等の写し(児童のものは不可)を貼付してください。健康保険被保険者証等の写しを貼付できない場合は、この欄に勤務先の証明を受けてください。 (国民年金に加入している人は、健康保険被保険者証等の写し及びこの欄証明は、不要です。)								

(裏面も必ず記入してください)

子育て世帯臨時特例給付金 申請書（請求書）

申請額・請求額	対象児童数	受取方法	希望する受取方法のチェック欄（□）に『✓』を入れて下さい。
	申請額・請求額		<input type="checkbox"/> A 児童手当振込口座への振込を希望 <input type="checkbox"/> B 指定の金融機関口座への振込を希望（原則、児童手当振込口座と同じ名義人の口座とします。） ※児童手当振込口座と異なる口座を希望する場合は、通帳のコピー及び本人確認書類（住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート等の写し）を添付してください。 （金融機関の口座が利用できない方、新規に開設できない方のみ） <input type="checkbox"/> C 現金による支給を希望 …本人確認書類（住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート等の写し）を添付してください。 支給は四日市市の指定する日以降となります。

※「対象児童数」欄には、平成 27 年 6 月分の児童手当の対象となる児童数を記入してください。

※「申請額・請求額」欄には、対象児童数×3、000円分の金額をご記入ください。

注意

- 児童手当又は特例給付の受給者は、6月1日から同月30日までの間に、本年6月1日の現況について、この届を提出してください。この期間中に提出しないと手当の支払が差し止められることがあります。
- 「住所（法人の主たる事務所の所在地）」の欄は、住民票上の住所を記入してください。
- 「職業」、「性別」、「生年月日」、「配偶者の有無」、「扶養親族等及び児童の数」の欄は、受給者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 「配偶者の氏名」及び「配偶者の職業」の欄は、「配偶者の有無」の欄で「有」を選んだ場合に記入してください。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、受給者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
- 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
 - 「同一」は、児童が受給者自身の子である場合や受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、受給者がその児童と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
 - 「維持」は、児童が受給者自身の子でない場合で、受給者がその児童の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 「平成26年中の扶養親族等及び児童の数」の欄は、市町村民税又は特別区民税における控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を、また「うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数」の欄は、このうち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数を記入してください。なお、受給者の親族ではないが、前年の12月31日に受給者が生計を維持した児童があった場合は、その数を加えた数を記入してください。いずれもない場合は、無にチェックをつけてください。
- この届には、次の書類を添えて提出してください。
 - 児童が他の市町村（特別区を含みます。）に住所を有する場合は、その児童の属する世帯の全員の住民票の写し
 - 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
 - 児童が受給者自身の子であり、受給者がその児童と別居している場合は、受給者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
 - 受給者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - 受給者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - 児童が受給者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び受給者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
 - 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - 受給者が本年1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、受給者の前年の所得の額と、その所得に係る市町村民税又は特別区民税における控除対象配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書
 - 受給者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

備考

- 必要があるときは、所用の変更又は調整を加えることができる。
- 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

【子育て世帯臨時特例給付金申請・請求に当たっての誓約・同意事項】

- 子育て世帯臨時特例給付金の支給要件に該当します。
- 子育て世帯臨時特例給付金の支給要件の該当性等を審査するため、四日市市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、四日市市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 四日市市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、四日市市が定める期限までに、申請・請求者に連絡・確認できない場合には、四日市市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- 給付金の支給後、平成26年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯臨時特例給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯臨時特例給付金を返還します。

第1号様式の2(第5条関係)

市区町村
受付印

平成27年6月分の児童手当支給等市区町村

子育て世帯臨時特例給付金(平成27年度) 申請書(請求書)

市区町村長殿

1. 申請・請求者

記入日 平成 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
Ⓜ	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

* 記名押印に代えて署名することができます。

住所(平成27年5月31日時点の住民票所在地)
※現住所と同じ場合は記載不要

※裏面の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。

2. 対象児童

平成27年6月分の児童手当の支給対象児童等(※)について記入してください。
※「支給対象児童等」の範囲については記載要領を参照してください。

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	生年月日	同居・別居 の別	現住所(別居の場合のみ記入)
1			男・女	平成 年 月 日	同・別	
2			男・女	平成 年 月 日	同・別	
3			男・女	平成 年 月 日	同・別	
4			男・女	平成 年 月 日	同・別	
5			男・女	平成 年 月 日	同・別	

※同居・別居の別については平成27年5月31日時点の状況を選択してください。

3. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

※対象児童1人につき3,000円になります。(詳細は記載要領を参照してください。)

4. 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入して下さい。)

□A 児童手当振込口座への振込みを希望(受取口座記入欄への記入は不要です。)

□B 指定の金融機関口座(原則、1.の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望

※Bを選択した場合は本人確認書類と振込先金融機関口座確認書類の両方を添付してください(裏面を確認してください)。

【受取口座記入欄】受取方法としてBを選んだ場合のみ記入してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入金のない口座を記入しないで下さい。

□C 現金による支給を希望

(金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。また、お受け取りは四日市市の指定する日以降となります。)

※Cを選択した場合は本人確認書類を添付してください(裏面を確認してください)。

(裏面も確認してください。)

【誓約・同意事項】

- (1) 子育て世帯臨時特例給付金の支給要件に該当します。
- (2) 子育て世帯臨時特例給付金の支給要件の該当性等を審査するため、四日市市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、四日市市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 四日市市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、四日市市が定める期間までに、四日市市が申請・請求者に連絡・確認できない場合には、四日市市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 給付金の支給後、平成26年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯臨時特例給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯臨時特例給付金を返還します。

本人確認書類

(4. 受取方法にB・Cを選択した場合は、本人確認書類を提出してください。)

※住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

(4. 受取方法にBを選択した場合は提出してください。)

第2号様式(第5条関係)

公務員

子育て世帯臨時特例給付金(平成27年度)申請書(請求書)

市区町村
受付印

平成27年5月31日時点の住民票所在市区町村

市区町村長殿

1. 申請・請求者

記入日 平成 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	申請・請求者の現住所
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
*記名押印に代えて署名することができます。 ※裏面の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。		所属庁	申請・請求者の住所(平成27年5月31日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記入不要

2. 対象児童

平成27年6月分の児童手当の支給対象児童(※)について記入してください。
※「支給対象児童」の範囲については記載要領を参照してください。

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	生年月日	同居・別居 の別	住所(別居の場合のみ記入)
1			男・女	平成 年 月 日	同・別	
2			男・女	平成 年 月 日	同・別	
3			男・女	平成 年 月 日	同・別	
4			男・女	平成 年 月 日	同・別	
5			男・女	平成 年 月 日	同・別	

※同居・別居の別については平成27年5月31日時点の状況を選択してください。

3. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

※対象児童1人につき3千円になります。(詳細は記載要領を参照してください。)

公務員児童手当受給状況証明欄

証明欄 附番

※この欄は、所属庁が記入しますので、申請・請求者は記入しないでください。
※特例給付の対象の方(児童手当の所得制限限度額以上の方)は証明されません。

申請・請求内容等は相違なく、上記の申請・請求者は、上記____人
の対象児童に係る平成27年6月分の児童手当の受給者であること等について証明します。

平成27年 月 日

証明者

印

証明事務担当
担当課(室)・担当係
電話番号

(裏面も確認してください。)

4. 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入して下さい。

□ A 平成26年度子育て世帯臨時特例給付金振込口座への振込みを希望(受取口座記入欄への記入は不要です。
 ※平成26年度の子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けた市区町村と、平成27年度の申請先市区町村が同一の場合に限ります。
 ※Aを選択した場合は振込先金融機関口座確認書類の添付は不要です。

□ B 児童手当振込口座(Aと同じ場合を除く。)への振込みを希望
 ※Bを選択した場合は振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

□ C 指定の金融機関口座(原則、1.の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望
 ※Cを選択した場合は振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

→【受取口座記入欄】B又はCを選択する場合のみ記入してください。

金融機関名		支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
金融機関番号	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
		店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入金のない口座を記入しないで下さい。

□ D 現金による支給を希望
 (金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方の取扱いとなるため、原則A、B又はCを選択してください。)

【誓約・同意事項】

- (1) 子育て世帯臨時特例給付金の支給要件に該当します。
- (2) 子育て世帯臨時特例給付金の支給要件の該当性等を審査するため、市区町村が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 市区町村が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市区町村が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 給付金の支給後、平成26年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯臨時特例給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯臨時特例給付金を返還します。

振込先金融機関口座確認書類 (受取方法B又はCを選択した場合)

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

第3号様式(第5条関係)

【施設入所等児童用】

子育て世帯臨時特例給付金(平成27年度) 申請書(請求書)

※ この申請書(請求書)は、施設入所等児童の入所する施設の職員等が、当該児童等に係る子育て世帯臨時特例給付金の申請を代理し、まとめて申請するほか、施設入所等児童がご自身で申請される場合にご利用いただくものです。

市区町村
受付印

施設等が所在する市区町村
市区町村長殿

施設等の名称	施設等の種類	設置者等の氏名 (法人名等)
施設等が所在する住所又は里親住所地		
電話 ()		

1. 申請方法(申請方法(下記のA又はB)のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入して下さい。)
- A 施設職員等による代理申請 → 下記の2. 5. 6. (A)を記載するとともに、3. の記載内容をもとに、別紙様式1を記載、添付してください。
- B 本人による申請 → 下記の4. 5. 6. (B又はC)を記載してください。

2. 代理申請を行う者

		記入日	平成	年	月	日
代理人	(フリガナ) 代理人氏名	代理人 性別	代理人生年月日 (西暦)		代理人の施設等 における役職等	
	Ⓜ	男・女	年	月	日	

* 記名押印に代えて署名することができます。

※ 裏面の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、子育て世帯臨時特例給付金(対象者1人につき3千円)を申請します。

3. 上記2. の者が所属する施設等に入所等している支給対象者
- 上記2. の代理申請を行う者(以下[a]といいます。)が、その者が所属する施設等に入所等している支給対象者(以下[b]といいます。)を代理して、申請する場合には、[b]の氏名等及び受取口座を別紙様式1に御記入ください(この場合、[b]は、それぞれ裏面(1)~(6)に誓約・同意し、[a]に申請・請求を委任するものとします。)

4. 申請・受給者

		記入日	平成	年	月	日
(フリガナ) 氏名	性別	生年月日 (西暦)	住所(平成27年5月31日時点の住民票所在地) ※「施設等が所在する住所又は里親住所地」と同じ場合は記載不要			
	Ⓜ	男・女	年	月	日	

* 記名押印に代えて署名することができます。

※ 裏面の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、子育て世帯臨時特例給付金(対象者1人につき3千円)を申請します。

5. 支給額(請求額)

支給対象者	人	× 3千円 =	支給額 (請求額) の合計	円
-------	---	---------	------------------	---

※ 4. の申請・受給者または別紙様式1の支給対象者の合計

6. 受取方法(希望する受取方法(下記のA、B又はC)のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)
- A 支給対象者ごとに別紙様式1記載の指定の金融機関口座への振込みを希望(施設職員等による代理申請の場合)
- B 指定の金融機関口座(4. の申請・受給者の口座に限ります。)への振込みを希望

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
1. 銀行 2. 金庫 3. 信組 4. 信連 5. 農協 6. 漁協 7. 信漁連	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1 普通 2 当座		

※ ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※ 長期間入出金のない口座を記入しないでください。

- C 現金による支給を希望
- (1. でBを選択しており、金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。また、お受け取りは〇月〇日からとなります。)

(申請書裏面)

「誓約・同意事項」

- (1) 子育て世帯臨時特例給付金の支給要件に該当します。
- (2) 子育て世帯臨時特例給付金の支給要件の該当性等を審査するため、四日市市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、四日市市において支給決定をした後は、子育て世帯臨時特例給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 四日市市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、四日市市が定める期限までに、四日市市が申請・受給者(代理人を含みます。)に連絡・確認できない場合には、四日市市は当該申請が取下げられたものとみなします。
- (6) 給付金の支給後、子育て世帯臨時特例給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯臨時特例給付金を返還します。

本人確認書類 写し 貼付け

(施設職員等による代理申請の場合)

- 代理申請を行う者の本人確認書類及び施設名、施設設置者が確認できる書類の写し

例) 措置決定通知書、代理申請者と施設との関係を証する書類、援助の実施を証明する書類 等

(本人による申請の場合)

- 本人が確認できる書類の写し(住民基本台帳カード、運転免許証、旅券の写し等)

振込先金融機関口座確認書類 写し 貼付け ※

- 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳かキャッシュカードの写し

※ 1. のAに基づき別紙様式1を記載する場合は、各支給対象者の受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳かキャッシュカードの写しを別紙様式2により添付してください。

子育て世帯臨時特例給付金(平成27年度) 申請書(請求書)(施設入所等児童用)(別紙様式1)

施設等に入所等している支給対象者

※支給対象者は、氏名が50音順になるよう記載してください。全ての支給対象者が記載できない場合は、用紙を追加してください。

※支給対象者一人一人の受取口座がわかる振込先金融機関口座確認書類(受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳がキャッシュカードの写し)を、別紙様式2に貼り付けて添付してください。

No	(フリガナ)		性別	生年月日 (西暦)	受取口座記入欄				(フリガナ)		
	氏名				金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義		
1			男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連	5.農協 6.漁協 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所	店番号	1普通 2当座		
2			男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連	5.農協 6.漁協 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所	店番号	1普通 2当座		
3			男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連	5.農協 6.漁協 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所	店番号	1普通 2当座		
4			男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連	5.農協 6.漁協 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所	店番号	1普通 2当座		
5			男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連	5.農協 6.漁協 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所	店番号	1普通 2当座		
6			男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連	5.農協 6.漁協 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所	店番号	1普通 2当座		
7			男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連	5.農協 6.漁協 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所	店番号	1普通 2当座		
8			男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連	5.農協 6.漁協 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所	店番号	1普通 2当座		
9			男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連	5.農協 6.漁協 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所	店番号	1普通 2当座		
10			男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連	5.農協 6.漁協 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所	店番号	1普通 2当座		

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入金のない口座を記入しないでください。

(別紙様式1 裏面)

※支給対象者は、氏名が50音順になるよう記載してください。全ての支給対象者が記載できない場合は、用紙を追加してください。

No	(フリガナ)		生年月日 (西暦)	受取口座記入欄				(フリガナ)			
	氏名	性別		金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義			
11		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連	5.農協 6.漁協 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1普通 2当座				
12		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連	5.農協 6.漁協 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1普通 2当座				
13		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連	5.農協 6.漁協 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1普通 2当座				
14		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連	5.農協 6.漁協 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1普通 2当座				
15		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連	5.農協 6.漁協 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1普通 2当座				
16		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連	5.農協 6.漁協 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1普通 2当座				
17		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連	5.農協 6.漁協 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1普通 2当座				
18		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連	5.農協 6.漁協 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1普通 2当座				
19		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連	5.農協 6.漁協 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1普通 2当座				
20		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連	5.農協 6.漁協 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1普通 2当座				

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入金のない口座を記入しないでください。

※ 上記支給対象者のうち、入所して間もないために本人名義の口座を開設していない等、特段の理由がある者に限り、代理受給を行うための受取口座(小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は施設等の設置者の口座に限る。)をご記入ください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連	5.農協 6.漁協 7.信漁連 店番号		

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入金のない口座を記入しないでください。

振込先金融機関口座確認書類

写し 貼付け ※

- 各支給対象者の受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳かキャッシュカードの写し
- ※ 通帳かキャッシュカードの写しには、どの支給対象者の受取口座であるかがわかるよう、各支給対象者ごとに別紙様式1の「No」欄の番号を記載し、上から番号順に貼付して下さい。
- 確認書類を貼り付けるスペースが足りない場合は、用紙を追加して下さい。

こ保（補）第 号
平成 年 月 日

様

四日市市長 田中 俊行 印

子育て世帯臨時特例給付金支給決定通知書

子育て世帯臨時特例給付金について、下記のとおり支給を決定しましたので、
通知します。

記

振込先		
支払内容	支払金額	円
	支払日	平成 年 月 日

【備考】必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。